





延宝4年 綱田村検地帳 (綱田部落所有)

様に、生きぬ

ようにと合点  
致し、収納申  
付様に」とあ  
り、「百姓は  
天下の根本な  
り、是を治む

るに法有あ  
れ。他の穀物は米に換算された。

上総國長柄郡本郷村子御成割付之事 (町有文書)

一、高一千四百六十二石一斗八升八合七勺 高辻  
此段二百十町八反二畝廿七歩

内田方百十一町二反九畝廿三歩  
畑方 九十九町五反三畝四歩

此 訳

上田 十九町七反一畝十歩  
内二反九畝十歩 未津浪砂押

四反八畝五歩 未津浪砂押  
残 十八町九反三畝廿五歩

此取未六十九石九斗五合 反三斗六畝九合三勺

中田 三十六町二反四畝十三歩  
内六反七畝廿八歩 堀代永引

二町八反五畝八歩 未津浪砂押

六反二畝廿六歩 当子水腐  
残 三十二町八畝十歩

此取米百九石二升六合 反三斗三升九合八勺

年貢に收むべし」とある。

江戸時代の納税令書は「割符」といい、領主から村々の名主の許へ送付された。

名主は組頭、百姓代と相談して惣百姓に割り当てる。割付の方法は「定免取」と「検見取」を行なった。定免取は、課程地の豊凶を五年または十年を通じて平均額を作り、これに定率の地租を課して一定の期間は多少の水損、旱損があつても必ず定数だけ納めさせることをいう。

検見取とは、毎年課税地の豊凶を検査し、上、中、下の田畠の一

坪宛坪刈して収穫高を決める。

この方法は享保八年(一七二三年)將軍吉宗が行つてから、農民から定免希望が増加した。定免によつて多小の余裕を残すからである。年貢も四公六民は慶長以来の租法であったが、後に五公五民、六公四民、甚しい時は七公三民となつた。年貢はすべて米で上納さ

中畑 十八町九反廿二歩  
内十四町八反一步

此取永一メ八十九文 反百十文  
一町八反九畝廿五歩

此取永一メ九百十四文 反百二十文

此取永一メ八十九文 反百十文  
此取永一メ九百四十文 反百二十文

此取永一メ九百四十文 反百二十文  
此取永一メ九百四十文 反百二十文

外

田畠合八十八町一反五畝七歩

訳

上田 一町九畝十一歩

内一町二畝十五歩 未津浪砂押

残 六畝廿六歩

此取米壹斗八升五合 反二斗七升

中田 二町一反二畝一步

内一町三反六畝六歩 未津浪砂押

残 五反七畝十六歩

此取米一石二斗八合 反二斗一升

下田 十一町四反三畝廿九歩

内 五町七反十二歩 未津浪砂押

残 五町七反三畝十七歩

此取米十石三斗二升四合 反一斗八升

山田 十一町一反歩

内六町六反三畝十九歩 未津浪砂押

一町四反九畝九歩 当子水腐

残 二町九反七畝二歩

此取米五石三斗四升七合 反一斗八升

新田 二町一反八畝十九歩 未津浪砂押

此取米なし

此取米十石三斗二升四合 反一斗八升

山田 十一町一反歩

内六町六反三畝十九歩 未津浪砂押

一町四反九畝九歩 当子水腐

残 二町九反七畝二歩

此取米五石三斗四升七合 反一斗八升

新田 二町一反八畝十九歩 未津浪砂押

此取米なし

原烟 三十九町三反一畝十歩

内八町六反五畝十歩 未津浪砂押

残 三十町六反六畝十歩

内二十三町一反一畝十歩

此取永十一メ五百五十七文 反五十文

新烟 一反一畝十九歩 未改 未津浪砂押

此取永なし

原烟 六畝九歩 同所

此取永なし

下烟 一町三反九畝

此取永四百十七文 反三十文

下烟 四段三畝廿三歩 反三十文

此取永百三十一文

野中新田

上烟 五段五畝二歩

此取永四百九十六文 反九十文

中烟 一町二反三畝十八歩

此取永九百十九文 反八十文

下段 二町三反一畝二歩

此取永一メ六百二十四文 反七十文

新山田 一町二反三畝三歩

此取米なし

下田 七反三畝十八歩 野中新田

此取米一石七斗六升六合 反二斗四升

田小以三十町三反四畝廿一步

内十八町一反四畝十四歩 未津浪砂押

一町六反七畝十八歩 当子水腐

残 十町五反二畝十九歩

此取米十九石四斗九升

上烟 一町五反七畝廿五歩

内六反八畝十六歩 未津浪砂押

残 八反九畝九歩

此取永八百四文 反九十文

中烟 一反一畝十三歩

内一反十六歩 未津浪砂押

残 廿七歩

此取永七文

下烟 九町六反一畝廿九歩

内四町三反六畝十歩 未津浪砂押

残 五町二反五畝十三歩

内四町七反五畝十三歩

此取永三メ三百二十八文 反七十文

五反歩

此取永なし

原烟 一町一反六畝十六歩

此取永三百五十文 反三十文

烟小以五十七町九反十六歩

内十三町九反八畝十六歩 未津浪砂押

残 四十三町九反二畝步

此取永二十二メ二百十八文

一永二メ二百五十文 百姓持 山錢上納

一塩 十七俵 但五斗入 定納

此代永一メ三百七文七分 但永一メ文六石五斗替

一松御林二反六畝歩 三ヶ所

納合米二百九十九石六斗一合

永百一十六メ三百三十文七分

右之通當子御成ヶ相極之間、林中大小百姓并入作百姓共立合無  
相違致割來ル極月十五日以前可皆済候也

宝永五年子十一月

野田治郎左衛門 印

本郷村

名主

百姓

宝永五年は元祿の津浪の四年後であり、いかに津浪の被害がひど  
かつたか想像される。一宮本郷の状況を見て、その一端を知ること  
ができる。未津浪の砂押が三十四町四反四畝十四歩、未津浪の煙の  
砂押が十三町八反十八歩、水腐れが二十一町三反三畝歩、東浪見村

の被害をみると、早いところで五年でもとの水田に立ち直り、下谷耕地では十五年もかかっている。一宮本郷では、田畠合せてまだ六十九町五反八畝二歩が未整理となつていて、天和元年（一六八一年）の伴勘左衛門の「当面覚状」写により、宝永二年酉一月（一七〇五年）と比較してみると、高一千百二十石で宝永二年になつて三百四十二石増収となつていて、この記録では、一宮本郷の田方百十町二反九畝二十三歩の内十八町六反七畝二十二歩が砂埋亡所となり、畠方三十六町八反一畝九歩が砂埋亡所となり、それにして、是ハ申ノ春ヨリ夏秋迄男女共不レ残罷出砂さらレ普請仕候」というわりで、また新対村においては、田方七町二反二十五歩の内一町八反七畝十二歩本砂埋亡所となり、畠方五町七反一畝十三歩が本畠砂埋亡所となり、「是は中の夏秋百姓男罷出砂さらレ普請仕候」という状態であった。一宮本郷内では、未の津浪後四年の宝永二年に砂埋亡所が以上の如くあり毎年の力役が大変であった。更に流失家屋百六十六軒と記されている（町有文書）。また曰の洪水、曰の洪水亡所引（延宝五年一六七七年）が相当見られ、米六十七俵一升七合九才、金一メ八百七十四文で、巳の津浪亡所が米五十四俵四斗五升六合五勺五才、金一メ八百十六文で、これは延宝五年の津浪後四年である。宝永二年酉（一七〇五年）二月の文書には、「去る未の十一月廿一日之夜大地震津浪にて亡所仕候、本田十七町三反一畝二十八歩は百姓共自力にて普請仕候得共、残分自力に難ニ相叶、御座候に付時々以ニ書付御代官様迄御訴訟申し上げ候。」とある。

本畠合八十八両、錢一貫七百二十文  
此度本郷村、枝村共、御定免右之通、当午秋より来ル戌年迄五年御定免、奉願候處、取仰付、奉得其意、御請申候。御上納之儀毎年霜月廿日切、急度皆済可レ仕候。勿論作毛の相違御座候共、御訴訟權敷儀申上間敷候。自然一国一同大旱損、水損、風損之節者、御見分之上、可レ被仰付候。違背申上間敷候。右之外新田畠御年貢之儀茂、前々より御定納通り、霜月廿日切、皆済仕候。此外唯今迄勤め來り候御役目等相違仕間敷候。為後証、村名主、組頭連判手形指上申候處、仍如レ件。  
右之通相違有間敷者也

元禄十五年午八月 松宮淀右衛門  
杉本所左衛門 岡田与左衛門 井上理左衛門 本郷村名主組頭  
枝村名主組頭 惣百姓  
以上文書で、本郷と枝村の関係も元禄年間には見られ、年貢割付も名主、組頭、百姓代相談の上、御請し若万一大旱損、水損の場合は御見分を仰いでいる。

年貢を皆済しない間は、自己の穀物を自由に処分することが許されなかつた。江戸時代の初期には、年貢の未納が多かつたので、その处罚も厳しく、五代將軍綱吉の頃までは村役人の家に責具が備え

本郷村、枝村の例をあげると、  
御定免御請仕手形之事（町有文書）

一米千七百俵

本郷村本田

一米千七百俵 口米共

口錢共 同村本畠金

メ金七十三両、錢四貫文は山手錢引也。

錢二貫六十六文は離島野錢引也。

外に三十五俵は堰成右定引有り、

一米百十二俵三斗六升 口米共

新対村本田

メ金四両三分、錢六百三十文 同村本畠金

此内金一步錢五百文 川欠右定納

道代永引

一米四十六俵八升 口米共 水口村本田

外に三俵は中里烟相成 定引方

メ金三両、錢三百三十四文 口錢共同村本畠金

但中里烟相上納共に 右定納

一米四十四俵一斗三升 口米共に 蔽塙村本田

メ金三両三分 錢五十文 口錢共 同村本畠金

但小張烟上納共に 右定納

一米百四俵一斗八升 口米共 岩沼村本田

メ金三両二分 錢七百七文 口錢共 同村本畠金

此内錢四十文大法寺屋敷代 右定納

定納米合一千八俵一斗一升

られてあつた。年貢上納の義務は、第一に百姓がその割符に従つて負担し、第二に五人組がこれを負担し、最後に親類、全村が負担するものが通例である。年貢米皆済目録の例をあげると、

午御年貢米皆済目録 本郷村

一、御米一千百五十俵一斗八合 田方上納辻

内 御米二百俵 当午水腐御用捨引

一俵 明神御供米

二俵一斗 御覗代米

三俵一斗四升 御取立為御用木嶋民右衛門様、松崎理右衛門様十一月三日夕より廿八日朝迄御扶持米

三斗 御覗率領森川伊八殿御扶持米

七升五合 御米取立中村利兵衛殿御扶持米

五升二合五勺 御米取立森川伊八殿御扶持米

八俵一斗六升 名主給米

一俵 上宿德兵衛江取下米

一俵 関東台彦七江取下米

四俵 御覗番給米

三十俵 当午春普請扶持取下米

五十俵 置糲米

五百俵 名主忠次郎預り米

百六俵 太田津出し米

六百八十六俵 原田津出し米

二百俵 御拂米

十五俵 正月普請扶持取下米

二百四十六俵 春出し米

メ米二千百四十八俵二斗五升七合五勺

残る米一俵二斗五升五勺 石代

代永一貫二百七十五文四分九厘

一永百七十八貫八百六十五文八分二厘 畑方上納辻

内

永百二十貫文 夏秋上納

永三十七貫五百文 人夫御給金

残る永二十一貫三百六十五文二厘

一宮本郷村

天明六年十一月

中村翁助様

木嶋民右衛門様

江戸時代の「永」は、永樂錢の略称で、永樂錢一貫文は石高に直すと高五石となり、田畠より納める地租を「本途」といい、原野、河岸、山林などから納めるものを、「小物成」といった。また年貢米を江戸、その他へ運搬する時、居村から船積河岸まで運送することを「津出し」といった。五里以内は農民の負担で、五里以上は駄賃として、一駄二俵につき二十四文を領主から支給された。

此取永二十五文四分

一、高三斗三升五合 小物成高

此反別林六反二畝五分 外

一、永四百五十一文三分 糜藁代

一、米二石五斗九合 口米

一、永八十二文七分 口永

小以米二石五斗九合

永五百三十四文

一、古川旧平地 松御林一町歩

一ヶ所 一ヶ所 一ヶ所 上米納三分

米九十石三斗一升九合 納合 此俵二百五十八俵三斗三升旧四斗入

永二貫八百三十九文三分

右納次第

米二百四十七俵一斗六升九合六勺五才 餅米納代米

米二俵一斗六升五合一勺 但四斗入

此餅米二俵一斗六升五合一勺

米四俵一斗九合三勺

此大豆九俵一升八合六勺

米一俵

米二俵三斗三升八合九勺五才

寒川浦より一分一厘  
運賃米渡

名主給

米一俵

上総國長柄郡一松村之内船頭給村

一、高二百十二石二斗六升六合

此段別二十五町六反九畝十七歩

十三町四反六畝廿六歩 田方

内十二町二反二畝廿一步 畑方

内一反二畝十歩 前々津浪砂埋引

中畠一町四段四畝廿四歩

小以取米八十五石四斗六升四合五勺

米六十二石五斗七升七合 田方

内米二十二石八斗八升七合五勺 畑方

外米一斗八升四合五勺 郷藏地永引

一、高二十二石七斗七升 中高入 船頭給新田

四反九畝廿一步 田方

内三町五反廿七歩 畑方

小以取米二石三斗五升五合 田方

永一貫二百十二文九分 畑方

一、高一斗七升 辰高入 同所新田

此反別林烟一反三畝十五分

金二両三分永八  
十九文三分

金納 文政四巳年三

文政四巳年船頭  
組頭名姓代

月 首藤助八印

右村

給村の割付を見る

と、かなり苛酷である。一俵は四斗

入りで、雑穀、稲藁代も貢租の対象となり、古川（旧一宮川）平地

にある御林は船頭給村外南八カ村持である。年貢米を保管する郷倉が文化六年（一八〇九年）に造られ年貢米も馬で寒川まで運搬され、寒川浦から江戸まで一分一割で運ばれている。尚山辺郡南玉村に飛地があり、永三貫六十二文三分四厘を小物成として割付けられている。

(註) 1 南九カ村とは船頭給村、新地村、新笈村、江尻村、高塚村、中里村、初崎村、中島村、畠中村である。

2 水納と永高

鎌倉時代源頼朝は銀貨をもつてする納稅方法を採用し、物品や労役による税制を廃し、単位を貫とし、額は貫高とし、永錢といわれた。

戦国時代北条氏康は、関東地方を平定するや、他錢の通用を禁じ、貫高は永何百文といわれる様になった。尤も関東から東海道諸国に行われたもので永高一貫文は糲五石で、烟方は永樂錢をもつて納めた。

足利時代の検地貫高は一步を一文、一畝を三十文、一段を三百文、一町を一貫文とした。

徳川幕府が開かれた時、永樂錢は通貨の王座に位し、慶長九年（一六〇四）年の左の布告を見ると

定

一、金子壱両に永樂錢一貫文可く為事

一、金子壱両に京錢、可く為ニ四貫文。但なまり錢、大われ、新錢、へ

らい錢、此五錢之外は撰間數事

一、金壱両に銀五十目たるべき事

右之旨を以て御年貢諸商売俱に取り扱うべきもの他。

寛文雜記には知行高百石を永十貫と定められてゐる。江戸時代の銀相場は後に、永一貫が銀六十匁、五百文が銀三十匁、二百五十文が銀十五匁となっている。

米四升  
代百六十文

米三升  
代百二十文

米一俵一斗三升  
代百二十文

米一俵一斗三升  
代百二十文

米一俵一斗八升五合  
代百二十文

米一俵  
代百二十文

米一俵  
代百二十文

米一俵  
代百二十文

米一俵  
代百二十文

米七俵  
代百二十文

米三十五俵二斗二升八合二勺  
代百二十文

米三十五俵二斗二升八合三勺  
代百二十文

米十八俵二斗四升二合三勺  
代百二十文

右之通書上申候、相違無御座、右之外田畠者不レ及申、三村付之芝地、かや野、沼地等ニ而も一畝一步も無御座候。若隱置此以後御檢地之節、仰付候反歩相違仕候て拙者共何分之落度に茂可取仰付候、為後日証文如件、

享保四己亥年五月廿五日 宮原村

組頭主

米一百四十一俵一斗五升  
拂残る  
米十四俵七合  
御藏立米  
右之通、米之御年貢勘定相改目錄請取皆済無相違者也。  
正徳六申年正月 和田甚右衛門  
鳩田作兵衛  
宮原村名頭中  
「覺」  
宮原村(白鳥文書)

野田三郎左衛門様

宮原村の正徳五年(一七一五年)の勘定目録によると、延小豆の年貢が出ており、その反面定使、関守の給米がでている。「覺」の中では代官「土方左門」知行所宮原村の本田畠、新田畠合せて高三百四石八斗八升と石高を明確に調べ、野田三郎左衛門に提出し、隠田等一切ない旨書上げ厳密を極めている。

東浪見村寛政五年(一七九三年)の明細帳(秋場文書)

をみると、

上総國長柄郡東浪見村

一萬千三百六十六石四斗一升八合

内千三百十一石 土方八十郎知行

納高千三百四十俵一斗八升八合

元取畠方共

亦四百八十俵一斗八升六合 安永九年より  
増御年貢

メ 千八百二十一俵 但三斗七升入

惣高合三百四石八斗八升

右之通書上申候、相違無御座、右之外田畠者不レ及申、三村

付之芝地、かや野、沼地等ニ而も一畝一步も無御座候。若隱置

此以後御檢地之節、仰付候反歩相違仕候て拙者共何分之落度に茂可取仰付候、為後日証文如件、

可取仰付候、為後日証文如件、

可取仰付候、為後日証文如件、

可取仰付候、為後日証文如件、

可取仰付候、為後日証文如件、

九石三斗八升五合 奥津内記知行所 名主五郎左衛門

村高表

寛政五年

永二貫四百十五文一分 同烟方

支配又は知行

納高四俵一斗 入石三斗六升五合 服部一郎右衛門

名主同人

納高五俵二斗三升三合三勺 鑄 一貫六百五十文 同烟方

支配又は知行

外ニ 岩沼高 四石一斗八升三合一勺一才 御代官所

納高永一貫五百文程

名主

清兵衛

家数三百四十一軒人數千八百九十三人

与五兵衛

内 家数五軒人數三十三人

御料所

同 三百三十六軒 人數千八百六十人

私領

村方魚漁塩浜稼仕候

地曳網八帖御運上金三十両ト永八十文一ヶ年分

但一帖に付永三貫七百六十文宛

右之通相違無御座候 以上

寛政五年二月 名主 清兵衛

九兵衛

与五兵衛

五郎左衛門

御料持添

惣次左衛門

辻民右衛門様

申間鋪事。

上総東部から下総の丘陵続きは、狩猟練武に好適の場所で、慶長十九年（一六一五年）一月に徳川家康は東金へ鷹狩に来ている。翌元和元年再び巡遊し、二代將軍秀忠は元和四年、六年、八年、寛永元年、二年、五年、七年の七回にわたり、寛永十三年（一六三六年）以後は従臣の代獵となつたが、東金附近百三十三カ村は幕府の狩獵地として文久二年（一八六二年）まで毎年行った。延宝二年頃（一六七四年）の東金御鷹場旧記（房総叢書）によると、

差上ヶ申一札之事。

一、於御鷹場、何鷹成共為遣申間鋪候。勿論、何鳥モ為<sup>二</sup>口取一

辻民右衛門様

御料所

同 三百四十石七升二

五七

岡部主税知行

郷村名	石	高	戸数	支配又は知行
新地村	三十七石八斗八升	一合二勺四才	一〇	篠山十兵衛支配
船頭給村	二百六十石三斗八	七斗四升四合四勺	六四	神尾五郎三郎知行
宮原村	二百五十石	二千四百七十一石八斗八升	五一	土方八十郎知行
一宮本郷	七斗四升八合四勺	八升三合一勺一才	六七八	加納遠江守領分
新笈村	千三百六十六石四	斗一升八合	四九	篠山十兵衛支配
東浪見村	八升三合一勺一才	三四〇	高林彌十郎、土方八十郎	奥津田内記、服部市郎右衛門知行
綱田村	三百四十石七升二	五七	岡部主税知行	

一、御鷹場中、道橋脇道迄、御馬之足不入様ニ、無油断念入  
作り可申事、附り、前々ヨリ有來候道、付替申間鋪事。

一、御鷹場中、烏安山子（案山子）仕間鋪候。田之水、念ヲ入チ  
可申事。

一、御鷹場番屋ニ、昼夜之者付置可申候。并犬猫撃可申事。

一、御成之時、御先工何者成共通間鋪事。

一、御鷹場中工餉指入申間敷事。

一、於御鷹場ハ、不知行衛、他國之者、牢人、商人、為乞食  
云者共、慥成（<sup>ざしあな</sup>）証人無之もの、鄉中ニ抱置申儀、不申及、一  
夜之宿ヲ借申間敷事。

一、若鳥取申者有レ時、見出シ声ヲ立候ハバ、即時ニ出合可  
申候。若、出合不レ申候ハバ、御穿鑿之上、何様之曲事ニモ可  
被仰付一事。

一、何鳥成共、取申モノ見聞込申儀、脇ヨリ訴人御座候ハバ、何  
様之曲事ニモ可被仰付一事。

右之条々於相背者、其村之儀ハ不レ申、五郷組迄、如何様之  
御法度ニモ可被仰付候。少モ御恨存間鋪候。為其、五郷組連  
判仕指上申候。為後日、手形仍而如件。

金田組

一、百七十六石 開口作左衛門御代官所 金田村 四郎兵衛

一、二百七十六石 岡部丹波守知行 金田村 作左衛門

一、九十六石 高林彌市郎知行 信友村 茂右衛門

一、八十六石 坪内平左衛門知行 信友村 治右衛門

一、百五十六石 土方宇右衛門知行 宮原村 彦左衛門

明和九年辰十月

北高根村名主 一郎左衛門 一宮本郷名主 八郎右衛門

" 伝兵衛 "

太兵衛

高根本郷名主 五郎左衛門 川島村名主 五郎左衛門

" 喜兵衛 岩沼村名主 長右衛門

宮成村名主	勘左衛門	金田村名主	作右衛門
小泉村名主	喜左衛門	"	平兵衛
天子丸村名主	茂左衛門	北水口村名主	三郎左衛門
千町村名主	源五左衛門	信友村名主	清兵衛
福島村名主	"	新	平
日当村名主	伝右衛門	五井村名主	四郎左衛門
関村名主	源五右衛門		
"	弥右衛門		
	七郎左衛門		

参考までに江戸の米相場をみてみよう。江戸時代の米相場は、米一石につき銀六十匁が基準であった。これは金一両に相当するが、度重なる貨幣の改鑄により、価値が低落するので、時代の降るに従つて米価は暴騰した。米相場考（明治二十三年三月木村清四郎刊）によると、慶長十三年（一六〇八年）廿二匁七分三厘、寛永十二年（一六三五年）三十七匁四十匁、延宝元年（一六七三年）五十五、六匁（以上慶長銀）と上り、元禄銀が出来て百匁内外に飛躍した。元禄十五年（一七〇一年）には筑前米が百匁（百十匁）で取引されている。これが天明大飢饉の天明七年（一七八五年）五月の米相場は百四十七匁を呼び、文化文政の瀕熟期には五、六十匁（六、七十匁）を上下して一応は落ち着いている。文字銀や、新文銀など相次いで改鑄されたが、質が落され、貨幣価値は下って庶民の暮し向きは苦しめた。

〔齊庭之穂〕天保十四年（一八四三年）賀茂規清に

与えた。

(+) 宮本郷、新笈村（白鳥文書の玉前旧記）

一、天正十八年八月、小田原役の後、上総国一宮城内藤四郎左衛門尉正成城代たり。

一、文祿元年（一五九二年）本多中務大輔十万石にて大多喜城之城主に相成り、其後慶長六年（一六〇一年）御領分十万石残らず検地の時三百七十石不足に付き、この不足高を浜方、野方として岩沼村外四十カ村に割付けた。慶長八年迄十二カ年本多中務大輔御領分なり。

一、慶長九年より元和元年（一六一五年）迄十二年間阿部備中守様御領分なり。

一、元和二年より寛文十二年（一六七二年）迄五十六年間脇坂淡路守御領分なり。

一、寛文十二年より元祿十五年（一七〇一年）迄堀外記様三十一年間御領分なり。

一、元祿十六年より宝永六年（一七〇九年）迄御代官雨宮勘兵衛、比企長左衛門支配により能勢権兵衛、野田治郎衛門御支配なり。

一、宝永七年より享保八年迄（一七二三年）十四年阿部因幡守御領分なり。

一、享保九年より御代官野田三郎左衛門御支配なり。

一、享保十一年四月より加納遠江守御領分にして明治維新に至る。

(+) 船頭村、新地村（田中文書）

「今ノ金三両ハ古ノ金一両相当リ申候、然共一石ハ往古モ六十目故、自然ト相場ニ齟齬仕候ニ付、士農工トモ衰微仕候儀ニ御座候」  
とあり、「春波樓筆記」（司馬江漢）には、小子幼時  
「宝曆頃米穀価六十自ニ一石五、六斗余なりき、今（文化末）は漸く一石なり。定相場といふべし」

とある。

更に幕末になると、米価はだんだん上昇し、大坂堂島の肥後米相場は天保九年（一八三八年）五月九十二匁五分、同十月百十七匁四分、十月九十一匁、安政元年（一八五四年）百一匁、十月八十八匁六分、慶應元年五月、二百八十一匁十月五百十三匁という上昇となりで、明治元年（一八六八年）五月四円九十九銭、十月五円三十銭、同年五月、六円五十銭、十月八円八十銭と移り変わっている。（銚子市史）

江戸時代支配関係　豊臣秀吉が天正十八年（一五九〇年）八月、小田原を平定して全国統一の霸業を成し遂げ、關八州を徳川家康に与えてから、泰平が統いて、封建体制は確立された。江戸に近く、枢要な位置を占めている房總に、家康は諸代の大名、旗本直參を配して幕府の直轄地とした。地方農民の生活は領主の政治によって幸、不幸を招いた。殊に佐倉騒動、万石騒動は苛酷な年貢割付による百姓一揆であり、天明の飢饉に餓死者をださないところもあつたが、このように領主の施政方針は、直接農民の生活に大きな影響を

一、宝暦十二年より安永元年まで（一七七一年）遠藤兵右衛門支配なり。

一、安永元年より安永六年迄飯塚伊兵衛支配なり。

一、安永六年より天明二年迄（一七八五年）稻垣藤左衛門支配なり。

一、天明二年より天明八年迄稻垣藤四郎支配なり。

一、天明八年より寛政元年（一七八八年）迄関方鉄五郎支配なり。

一、寛政元年より天保十一年（一八四〇年）迄伊奈右近、寛政五年より篠山十兵衛、寛政六年から竹垣三右衛門、小野田三郎左衛門、文化十一年（一八一四年）から竹垣庄蔵、山田茂左衛門、文政四年（一八二一年）森覚藏支配なり。

一、天保十一年（一八四〇年）より羽倉外記、天保十三年より篠田藤四郎、天保十四年より代官勝田次郎当分御預りになり、弘化元年（一八四四年）高木清左衛門、弘化三年より岩田鍊三郎、嘉永四年（一八五一年）より文久三年より今川要作、元治元年（一八六四年）から大竹左馬太郎、慶応元年（一八六五年）から同三年三月迄三ヶ年間小川達太郎支配なり。

（註）大竹左馬太郎閔八州巡吏として敏腕を振る。東浪見村には古い記録はないが、綱田村は徳川の初期美隅郡に属し、万治年間から長柄郡に属し、戦国の頃は万木城主土岐大膳太夫の領分であり、延宝の頃から岡部氏の知行所であり、寛政五年（一七九三年）、閔八州出役の御巡回の際の書上帳には代官岡

九十九里海岸平野は、天変地異によつて、いつ地震や津波の災害を蒙るが予測出来ない。

近世における大きな災害を挙げれば、慶長の津浪（一六〇一年）、延宝の津浪（一六七七年）、元禄の津浪（一七〇三年）、宝永の噴火（一七〇七年）、天明の飢饉と多くあるが、津浪に関しては「災害編にゆづり、ここでは宝永の噴火と天明の飢饉についてだけ述べることにする。

房総は関東ローム層からなる下総の洪積台地と、九十九里海岸平野における沖積平野からなっている。関東ローム層は、赤土で肥沃な土地で、火山の噴火による火山灰土から出来ている。

宝永四年（一七〇七年）富士山の大爆発があった。当時の模様を万覚帳（小安文書）によると、

宝永四年亥の霜月廿一日昼八ツ頃より、俄かに暗くなり、小石混じりの砂降り出し、日中に火をとかし物を見る躰なり。夜に入つて鉄砂のごとく成る砂三寸ばかり降り積り、其より二十四日まで方々暗くなり、少し晴れて、何事の出来候か、諸人肝をひやし、罷り在る処廿五日至り、富士山の焼候て焼砂の由江戸より申し來り、其の時皆々氣を直し安心申候、富士山の東に当り候国ばかり砂降り房州には砂も降らず候、富士山の前は申不レ及、家も所により砂に埋まり、相州内郡八万石余、田地砂に埋り、関東八州にて御料私料共に百石に二両宛砂はき金御公儀様より取仰付申候、富士のふもと「すばしり町下浅間の御宮と寺ばかり家形見え町屋の分は形もみえぬ様に埋まり、御公儀様より御配借金下

部主税となつており、文政十一年（一八二八年）の石高帳には岡部主税の支配となつてゐる。

東浪見村は、戦国の頃は万木城主土岐大膳太夫の御領分であり、天正十八年（一五九〇年）豊臣秀吉の小田原城を攻略するや、文禄元年本田中務大輔が大多喜城主となり、東浪見村はその支配下にあり、慶長十四年（一六〇九年）阿部伊勢守の領分となり、寛永元年（一六一四年）より南条惣右衛門の支配に変り、宝永元年（一七〇四年）より旗本土方氏の支配となつた。東浪見村は五つの知行所に分れ、寛政五年の書上帳によると、篠山十兵衛、土方八十郎、高林弥十郎、奥津内記、服部市郎右衛門の支配、そして代々土方氏の世

宮原村は、文禄元年より本多中務大輔の領分にして、慶長八年（一七〇三年）より阿部備中守の領分、寛永元年より代官土方八十郎の知行、延享四年（一七四七年）より土方卯左衛門の知行、寛政五年（一七九三年）より土方左源太の支配、そして代々土方氏の世

襲で明治に至つてゐる。

津浪、噴火、飢饉 房総は他府県にくらべて大河や高山がないので、災害を受ける割合は少ない。しかし、房総の地理的位置からして、季節風の影響を受けて夏から秋にかけて台風の災害に見舞われる。また沖合には環太平洋外側地震帯が通つてゐるので、海底火山の爆発による津浪の災害を蒙る。殊に九十九里海岸平野は、平坦で標高も僅か二～三メートルで津浪の被害は甚大である。地震は普通断層地震、地殻地震、陥没地震となるが、海底火山の爆発は、地震とともに津浪を伴うので一層危険が大きい。こういう条件下にある

り、町屋立申候此節、富士山の所人も牛馬も大分に死亡申候。富士山に辰巳に当り小山出来、宝永山と名付申候。

天明の飢饉は、全国的にひどく饑死者も多かつた。当時は用排水の施設もなく、一度旱天に見舞われると、植付不能の場所も多く、護岸の整備も不完全で、洪水ともなると冠水、水腐れの為の非常な被害を蒙つた。一宮本郷においては饑死者は無かつたけれども、天明三年（一七八三年）から六年まで打続く不作のため御用捨米が出来、農民を救済している。天明三年には一〇七俵の御用捨米が放出されている。総収穫に対する割合は五分である。同四年には米一〇七俵放出され、別に百三十三俵を七〇両で払下げて救援している。その割合は五割六分に当り、同五年には旱天不作のため年貢一千四百五十俵引で御救米一千四百五俵が出されている。総収量に対する割合は六割七分の減免され、同六年には水腐れたため年貢二百俵が免ぜられている。天明四年、五年は甚しく半作であった。然し天明の飢饉は全国的にはひどかつたが、一宮周辺においては寛政の凶作の方がひどかつた。寛政元年（一七八九年）は旱損で五十俵が出され、同六年は不作で御用捨米六百七十八俵であった。同七年には風損で御用捨米百五十俵と打ち続く水損、旱損で農民は塗炭の苦しみを味い、一宮本郷においては寛政元年の旱魃の方がひどかつた。天保七年（一八三六年）の飢饉には一宮周辺では饑死者二千余人、米価は高騰し、よもぎや田螺もなくなつたと記されてい

**村方三役と五人組**　徳川幕府は政治組織として大老、老中、若年寄の三役のほか、重要なところに奉行、城代を置き、幕藩体制を強化するため、城下町を中心とする軍事力としての武士団をおいた。また、地方においては、農村支配を目的とし、直接その任に当るものをおいた。幕府直轄地には郡代、代官その下に手附、手代、書役があり、房総には寛政四年（一七九二年）に郡代官が四人おり、慶応元年（一八六五年）に十一人いた。初期の五名は河津伊豆守（安房、下総、常陸を支配）、小川達太郎（安房、上総を支配）、北条平次郎（下総、常陸を支配）、福田所左衛門（下総、常陸を支配）、佐々井平十郎（金町、松戸、市川、小岩の関所を支配）、大竹佐馬太郎（房州渡中田閑支配）であった。旧領には郡奉行、検地奉行、郡方吟味役、代官などの地方役人があつて支配地の徵税の外、提防、用水、官林、郷倉、新田開発、宗門改、五人組から村方の警察、訴訟等を取り扱つた。

農村は地方行政の下部組織で、そこには村方三役である名主、組頭、百姓代があつた。名主は土豪の土着した者の世襲で、その土地の草分百姓であり、割元名主、代々名主のほか、名主株をもつ家が交替で行なう年番名主があり、村の最初の開拓者、豪農として名主給が与えられ、苗字帶刀を許される者もあり、その特権を、領主、幕府から保護されていた。任務は用排水、農業技術から村の秩序維持までであるが、租税の完納が第一であった。組頭は名主の補佐役で、村の規模によつては一人大きな村になると三人また五人が村民の入札や協議で、算の立つ本百姓が選ばれた。百姓代は租税、諸

掛の勘定の時、一般村民の利害を代表して立ち合うのを任務とする年寄の三役のほか、重要なところに奉行、城代を置き、幕藩体制を強化するため、城下町を中心とする軍事力としての武士団をおいた。また、地方においては、農村支配を目的とし、直接その任に当るものをおいた。幕府直轄地には郡代、代官その下に手附、手代、書役があり、房総には寛政四年（一七九二年）に郡代官が四人おり、慶応元年（一八六五年）に十一人いた。初期の五名は河津伊豆守（安房、下総、常陸を支配）、小川達太郎（安房、上総を支配）、北条平次郎（下総、常陸を支配）、福田所左衛門（下総、常陸を支配）、佐々井平十郎（金町、松戸、市川、小岩の関所を支配）、大竹佐馬太郎（房州渡中田閑支配）であった。旧領には郡奉行、検地奉行、郡方吟味役、代官などの地方役人があつて支配地の徵税の外、提防、用水、官林、郷倉、新田開発、宗門改、五人組から村方の警察、訴訟等を取り扱つた。

五人組は本百姓だけで組織され、相互扶助、協同作業の内容をもつていたが、その狙いは米進年貢を組内で分担せよ、欠落百姓を組合で搜索せよという農民統制に置かれている。村内には五人組に加入資格のない隸農や小作人もあつた。本百姓を統制しておけば、小前は彼等の手を通じて統制出来るので、五人組に入る必要はなかつた。五人組は豊臣秀吉の頃に辻切、すり、盜賊について相互に検索する目的で創られ、徳川家康の頃には、浪人対策や切支丹の取締の目的で受けつがれ、次第に封建支配者の年貢完納のために使用されるに至つた。「五人組前書」には慶安一年（一六四九年）の御触書の趣旨がくり返し強調され、農民に徹底させようとしている。この前書は、農民が家督を相続した時に、名主宅で読み聞せるものである。主なものを挙げると、

一、名主、組頭は年貢を完納すべき事。

一、百姓は朝早起をいたし、朝草を刈り、昼は田畠耕作にかかり、晩には繩をない、俵をあみ、酒茶、煙草をのまぬこと。

一、百姓は分別もなくすえの考え方もなきもの候ゆえ、秋になり候えば、米、雜穀をむざと妻子にも喰わせ候。いつも正月、二月

時分の心をもち食物を大切に仕るべく、麦、粟、大根その外何にても雜穀をつくり、米を多く喰いつぶし候わぬように仕るべし。

一、みめかたちよき女房なりとも遊山好きする女房は離別すべし。

一、醜くとも夫の世帯を大切にいたす女房をばいかにも懇に代るべく、子供多ければ人にもくれ奉公をもいたさせ、年中口すぎのつもりをよく考えよ。

一、年貢を割りつけられたならば、その身の徳になる事だから耕作に精を入れよく作り、年貢さえすまし候えば百姓ほど心安きものはこれなく、よくよく此趣を心掛け、子々孫々にまで申伝え、よくよく身持をかせぎ申すべきもの也。

と述べられており、農民統制に質素、儉約、勤勉を重んじ、年貢を完納する事が第一としている。船頭給村の「當未之五人組書上帳」によると、

差上申御請書之事

一、公儀を重んじ、前々より仰出され候法度の趣五人組帳控堅く相守、親兄弟夫婦を始め、親類や下人等に至る迄其職を専らに致し、主人ある者は奉公に精を出し、農業怠りなく万事分限を過べからず。惣へ御用向申渡の通り相守り、御年貢儀は割賦日限申觸次第遅滞なく上納致し、諸役急度務め、御廻米の儀米持は

が、本百姓中大地主である村方三役は、江戸の初期には村民の利益代表として活躍したが、次第に封建支配者の村の代表として村民の抑圧に働くようになった。（千葉農地制度史上卷）

綱田村、新地村は代々名主であり、一宮本郷、新寛村、東浪見村、宮原村、船頭給村は年番名主であった。宮原村の正徳五年（一七一五年）未之御年貢勘定目録によると、名主給米四俵、組頭給米一俵とある。